

令和7年度 富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託に係る企画提案募集要領

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施します。

富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会事務局
（山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ内
静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課内）

令和7年4月25日

1 趣旨

- ・ 当事業は、事業コンセプトである「圧倒的に差別化された富士山」のもと、高付加価値旅行者（着地消費100万円以上/人の訪日外国人旅行者と定義）の富士山麓エリアへの誘客に向けて、地域活性化の好循環が持続する観光商品を作成し、富士山麓エリアのステイクホルダーを中心に魅力的な観光地経営を推進できる体制を構築していくことを目的とする。このための本事業の委託業務の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

- ・ 令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務

(2) 業務内容

- ・ 別紙「令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によります。

(3) 予算限度額

- ・ 金100,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 履行期間

- ・ 契約締結の日から令和8年2月20日まで

(5) 企画提案に係る日程

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・ 募集開始 | 令和7年4月25日（金） |
| ・ 質問票提出期限 | 5月 1日（木）正午必着 |
| ・ 参加申込書提出期限 | 5月 1日（木）午後5時必着 |
| ・ 説明会（オンライン） | 5月 2日（金）午後1時30分～ |
| ・ 企画提案資料提出期限 | 5月16日（金）正午必着 |
| ・ プレゼンテーション審査（オンライン） | 5月21日（水）（時間未定） |
| ・ 審査結果通知 | 5月26日（月）以降 |

3 企画提案への参加

(1) 参加申込み

- ・ 企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付資料」に掲げる資料を提出し、提案参加資格の確認を受けなければなりません。

(2) 参加申込書及び添付資料

- ・ 次に掲げる参加申込書等を提出すること
 - ア 企画提案参加申込書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 役員名簿（様式3）
 - エ 商業・法人登記簿謄本（写し可）
 - オ 直近2ヶ年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- ※ 事業者概要等の資料がある場合は添付してください。

(3) 参加申込書等の提出期限

- ・ 令和7年5月1日（木）午後5時必着

(4) 参加申込書等の提出方法・提出先

- ・ 提出期限までに下記アドレスに送付のうえ、郵送もしくは持参してください
- ・ メールアドレス
山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ：
kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp

- ※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-1620）
- ・ 郵送先（①、②に同じ書類を送付すること）
 - ① 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6－1
山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ 国際観光
 - ② 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9－6
静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課

(5) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- イ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）で定める法人であること
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でないこと
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと
- カ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 26 年 12 月 1 日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（令和 3 年 4 月 1 日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと
- キ 公告の日以降に、「静岡県物品調達等および一般業務委託に係る入札参加停止基準」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと
- ク 公募開始の直近決算において 2 期連続債務超過の状態でないこと
- ケ 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- コ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- サ 山梨県税、静岡県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること

(6) 参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行います（書面審査）。
- ・ 審査方法は、別紙『「令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託」に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）』のとおり。
- ・ 審査結果は、各参加申込者に連絡します。

4 契約形態

- ・ 公募型プロポーザルにより、企画提案について審査の結果、最も評価が高かった者を第一位の委託業務実施候補者として交渉を行い、随意契約により契約を締結します。
- ・ 審査の結果、第一位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行います。企画提案資料を提出後、契約を締結するまでの間、「3 企画提案への参加」を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないものとします。手続きの停止又は契約を解除した場合も、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

5 企画提案に係る質問の受付

(1) 質問方法及び送付先

- ・ 本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。その際、件名を「令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託企画提案公募に関する質問（貴事業者名）」とすること
- ・ メールアドレス 山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ：
kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp
※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-1620）

(2) 受付期間

- ・ 令和7年5月1日（木）正午必着

(3) 質問に対する回答

- ・ 質問に対する回答は、令和7年5月2日（金）以降に全ての参加申込者に質問と回答をメールで送付します。

(4) その他

- ・ 電話や口頭での質問には応じません。ただし、質問票の内容に疑義が生じた場合は、

質問者へ問い合わせます。

6 説明会（オンライン）

参加申込者に対し、質問が多かった事項を中心に説明会を行います。

- ・令和7年5月2日（金）午後1時30分～（オンライン形式）
- ・詳細は、参加申込者へ別途お知らせします。

7 企画提案資料の提出・審査

(1) 企画提案

- ・企画提案資料（様式任意）は、仕様書を参考にして、効果的な提案をしてください。
また、仕様書記載の各事業の相乗効果により本業務の目的が達成できるような独自提案を行って下さい（富士山麓エリアのステイクホルダーを中心に富士山麓エリアへの高付加価値旅行者を誘客するための提案等を想定）。
- ・『「富士山麓エリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくりマスタープラン』を熟読のうえ提案すること。

(https://masterplanr05.jp/pdf/fujisanroku_r6.pdf)

ア 提出資料

企画提案資料は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること

- ・事業者概要

事業者の概要が把握できる資料（会社パンフレット等）

- ・業務体制

本業務遂行のための体制が把握できる資料（プロジェクトチームの編成（実施責任者、担当者の役職と氏名）、人員数、関連事業者等とのネットワーク、類似事業の受注実績）

- ・企画提案資料

様式は任意とし、企画コンセプト、アピールポイント、作業スケジュール等を簡潔に記載するとともに、仕様書の業務内容等への対応を記載すること。

企画提案資料のデータサイズは30MB以内（印刷した場合、A4横サイズで20ページ以内、A3版はやむを得ない場合に限り）とし、提出の際は、メール1送信あたり10MB以内とする。（10MBを越える場合は分割して送信すること。）

- ・見積書

様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳をできる限り詳細に記載すること。見積額は予算限度額の範囲内とすること。

イ 企画提案書類作成上の注意点

- ・企画提案審査は審査委員が企画提案者を特定できない方法で運営します。このため、企画提案書の様式において、企画提案者の名称やロゴマーク等、企画提案者が特定できる情報を記載するのは表紙のみとし、その他の部分には一切記入しないで下さい。
- ・見積書には、「令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務仕様書」の各項目を踏まえてそれぞれの経費明細をご記載下さい。

ウ 提出部数

提出書類 10部（正本1部、副本9部）

(2) 提出方法・提出先

- ・ 郵送及び電子メールにより、以下【郵送先】あてに提出期限必着のこと。その際、件名を「令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業提案資料（貴事業者名）」とすること。
- ・ メールアドレス 山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ：
kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp
- ※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-1620）
- ・ 【郵送先】（①に正本1部および副本6部、②に副本3部を送付すること）
 - ① 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県観光文化・スポーツ部 観光地経営支援グループ 国際観光
 - ② 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
静岡県スポーツ・文化観光部 観光振興課

(3) 提出期限

- ・ 令和7年5月16日（金）正午必着

(4) 審査

（ア）審査方法

- ・ 提出のあった企画提案書と見積書をもとに、短時間のプレゼンテーション（オンライン）と質疑応答による審査を行います。（5月21日（水）（時間未定）を予定。）
- ・ 企画提案審査の実施詳細は企画提案者に別途お知らせします。

（イ）審査基準

- ・ 別添「令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託」提案書評価基準のとおり。
- ・ 提案された事業内容について、評価項目に基づき数値（得点）で評価し、契約

予定者を選定します。なお、審査において必要と認める評価項目を追加する場合があります。

(ウ) 結果通知

- ・審査結果は、企画提案者全員に令和7年5月26日（月）以降に通知します。

(エ) その他

- ・審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時までに企画提案資料等を提出しないとき
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき
- (5) 事業者選考審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき
 - ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき
 - ・企画提案資料等に虚偽の記載をしたとき

9 その他

- ・仕様書は企画提案の内容を踏まえ、変更する場合があります。
- ・著作権人格権による損害賠償の請求等については、受託者においてこれを処理するものとします。
- ・採択決定後から委託契約締結までの間に、富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会事務局との協議を経て、業務内容、業務規模、金額等に変更が生じる可能性があります。
- ・災害の発生等により、やむを得ず事業を中止、延期又は事業内容を変更する場合があります。その際の契約内容については、富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会事務局と協議の上、決定することとします。
- ・本件に係る支払方法は精算払いとし、観光庁事業「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局である株式会社オリコムから本件契約者に対して支払われるものとします。ただし、部分払を希望する場合には、企画提案の見積書内訳に記載すること。

- ・ 委託業務の全部を一括して第三者に委任することは認めません。なお、委託業務の一部を再委託する場合には、企画提案書に記載すること。

1 0 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 参加表明後に企画提案資料の提出を辞退する場合は、メールにより不参加の旨を連絡してください。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしません。
- (3) 提出された企画提案資料等は返却しません。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (6) 特定された企画提案資料等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合があります。
- (7) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。
- (8) 提出された資料は、本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- (9) 選考経過についての問い合わせは受け付けません。
- (10) この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- (11) 本募集要項に記載のない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上定めることとします。

1 1 問い合わせ先

- ・ 原則として5(1)の質問により問い合わせを行ってください。
- ・ その他、質問票によることが適当でない場合は以下まで電子メールにて問い合わせをお願いします。電話での問い合わせには対応できません。
- ・ メールアドレス
富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会事務局（山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ内）：kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp